

会議	世田谷区福祉有償運送運営協議会 (平成 26 年度第 1 回)		日時	平成 26 年 7 月 4 日 (金) 13 時 30 分～15 時 30 分	
			会場	世田谷区役所第 3 庁舎 3 階ブライトホール	
協議会委員	出席者	木村 (世田谷区重症心身障害児(者)を守る会) 鬼塚 (NPO 法人 ハンディキャブを走らせる会) 大橋 (NPO 法人 たつなみ会) 齋藤 (世田谷ケアマネジャー連絡会) 吉田 (さくら介護タクシー) 川上 (荏原交通株式会社) 小菅 (関東運輸局東京運輸支局輸送担当運輸企画専門官) 伊藤 (世田谷区保健福祉部計画調整課長) 瓜生 (世田谷区高齢福祉部高齢福祉課長) 工藤 (世田谷区交通政策担当部交通政策課長) 成田 (世田谷区障害福祉担当部障害者地域生活課長) <b>会長</b>	説明者	山本 (NPO 法人 国際福祉環境推進機構) 隅 (NPO 法人 ヒューマンハーバー世田谷) 荻野、宮城 (NPO 法人 世田谷ミニキャブ区民の会)	
				4 名	
	欠席者	小佐野 (NPO 法人 自立の家) 山下 (関東旅客自動車交通労働組合連合会東京地方連合会)	2 名	傍聴者	伊藤 (東京ハンディキャブ連絡会) 宇津木 (NPO 法人 ヒューマンハーバー世田谷)
2 名					
			事務局	羯磨・中島	
				2 名	
出席者合計 19 名					

## 1. 開会 (会長)

【成田会長】平成 26 年度第 1 回世田谷区福祉有償運送運営協議会を始める。本日はお忙しいところ皆様にお集まりいただきお礼を申し上げます。次第に記載のあるとおり、2 法人の更新の書類を一式送付している。要綱第 5 条により、障害者地域生活課長が会長として議事を行うのでご了承いただきたい。

福祉有償運送運営協議会は、要綱にあるとおり「地域での福祉有償運送の必要性」や「旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項」を協議するものである。本日は、更新登録の 2 法人と料金算出方法変更の 1 法人、合わせて 3 法人の協議を行う。更新登録の 2 法人のうち 1 法人については、運賃の改定も合わせて協議となる。協議会についてはそれぞれの立場からのご意見をお聞かせいただきたいと考えている。

## 2. 傍聴の確認・個人情報の取扱い

【成田会長】本協議会は公開であり、会場内後方に傍聴席を設けている。傍聴者の写真撮影、録音は禁止とする。また、議事の妨げになるような場合には退場させる場合がある。事務局は、議事録作成のため会議を録音させていただくがご了承いただきたい。議事録については、委員の個人名を入れたものを記録として残し、区ホームページ等での公開となるので、この点についても予めご了承いただきたい。本日の資料内容について後ほど事務

局から説明するが、更新登録の書類一式は運転免許証の写し等の個人情報が含まれるため協議終了後、事務局が回収するので机の上に置いたままにさせていただきたい。その他個人情報が含まれない資料はお持ち帰りいただいて差し支えない。それでは、次第に沿って進める。まず始め資料の確認を事務局からさせていただく。

**【事務局 羯磨】** 事前に送付した資料及び本日机上に配布した資料の確認をする。事前に送付している資料について、本日お持ちでない委員がいたら事務局からお渡しするので申し出ていただきたい。

(資料の確認 省略)

### 3. 世田谷区における福祉有償運送の必要性について

#### **【事務局 羯磨】**

お手元の資料1「世田谷区の移動困難者の状況」について説明する。26年4月1日現在の世田谷区の総人口は870,063人、65歳以上の人口は171,126人で総人口に占める割合は19.67%である。26年2月末の介護保険の要介護認定者数について、要支援1から要介護5までの合計人数は35,611人である。このうち要介護3から5の人数は13,195人であり、リフト付タクシー運行事業の対象者でもある。介護保険の利用状況として訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援の利用件数を記載しているので参照願う。25年4月1日時点の手帳所持者数について、身体障害者が19,761人、愛の手帳が3,813人、精神障害者が2,064人、難病が7,411人、合計32,357人である。身体障害者手帳所持者の種別について、視覚障害が1,442人、聴覚・平衡機能障害が1,910人、音声・言語機能障害が507人、肢体不自由が10,781人、内部障害が6,535人で合計21,175人である。タクシー券の対象要件は、下肢・体幹・内部・平衡機能障害、脳性麻痺・移動障害1～3級、視覚障害1・2級、愛の手帳1・2度であり、対象者は合計14,744人である。障害者総合支援法支給決定状況は合計で6,170人である。

続いて移動困難者の輸送の状況について説明する。福祉タクシー券の実績について、25年度の交付人数は8,421人、使用枚数は500円券が401,832枚、100円券が695,577枚である。また、世田谷区は26年4月1日現在で128事業者と協定を締結している。自動車燃料費助成の受給者数は2,390人。26年4月1日現在のリフト付タクシー運行事業について利用登録者数は1,766人、区の借り上げ車両の運行実績は422件である。予約料・迎車料補助券の利用実績について、運行事業者数は74事業者、利用登録者数は1,237人、利用枚数は13,303枚、区内に事業所を持つ介護タクシーで世田谷区と契約している事業者は41事業者で台数は92台である。福祉有償運送事業者の活動状況について、7法人合計で車両数が32台、トリップ数が27,977台である。なお、福祉移動サービスの実績数の算出にあたっては、片道1件の運行を「1トリップ」としている。

福祉有償運送の必要性について説明する。身障手帳所持者数のうち福祉タクシー券の受給要件を満たす者は14,744人。身障手帳所持者の約65%が65歳以上の高齢者であることから、この35%の5,160人が65歳未満のタクシー券対象者と推計する。要介護度3～5の合計人数は13,195人。うち介護保険の施設サービスを利用している者は3,026人(内訳：

特養入所者 1,766 人、老健 862 人、療養医療施設の 398 人) であることから、10,169 人が 65 歳以上で在宅の要介護 3~5 の方と推計する。以上より 15,329 人が移動困難な方と推計される。これらの方々が月 1 回外出した場合 15,329 人×12 ヶ月×2 (往復) =367,896 トリップの需要が見込まれる。次に供給について説明する。世田谷区予約料・迎車料補助券補助券契約事業者の車両数は 92 台。これらが、1 日 6 トリップ×月 25 日×12 ヶ月の運行を行ったとして、年間で 165,600 トリップである。世田谷区リフト付タクシー運行事業における区の借り上げ車両 1 台の年間実績が 422 トリップ、NPO 等福祉有償運送の年間実績が 27,977 トリップであることから、合計 193,999 トリップが、区が把握できる供給量の合計数である。

上記の需要量 367,896 トリップより供給量 193,999 トリップを差し引くと、173,897 トリップの供給量が不足していると言える。

#### 4. 更新の協議

【成田会長】 それでは、協議に入る。まず、はじめに「国際福祉環境推進機構」の料金算出方法の変更の協議を行う。今年 2 月に更新の協議を行ったが、その後料金算出方法の変更の申し出があったため、この場で協議する。法人の代表者の方は説明者の席に移動をお願いする。協議の前に事務局から法人の申請書類の内容や確認状況について説明させていただく。その後法人の代表者から、法人の概要や料金について説明をお願いする。

#### NPO 法人 国際福祉環境推進機構

【事務局 羯磨】 資料 3-1 をご覧いただきたい。運送対価について、現行は出庫から降車としているが、出庫から帰庫へ変更する。運行実績については 26 年 5 月の平均値を記載している。出庫から帰庫の時間は 56 分、距離が 10.2km であり、料金について現行 (出庫から降車) が 1,355 円、変更後 (出庫から帰庫) が 1,603 円となる。タクシー運賃距離の概ね 2 分の 1 に収まる。それでは法人の代表者より説明願う。

【山本】 国際福祉環境推進機構の代表で山本です。26 年 2 月の更新時には料金の変更は申し出なかったが、ガソリン代の高騰等の理由により、今回申し出をさせていただいた。当法人は事業免許を取得した当初、出庫から帰庫で運用していたが、透析により定期で利用される方や短い距離でご利用される方が多くなったことにより、出庫から降車に変更した。しかし、各理事の意見を聞き、現状維持は厳しいという話になり、出庫から帰庫に戻すということで今回協議に至った。

【成田会長】 これまでの説明を受けて協議に入る。意見・質問等があれば、委員より発言願う。

【小菅委員】 今回降車から帰庫に変更する理由として、収入を上げるために料金を上げるということではよろしいか。

【山本】 それも一つの理由である。料金を上げるというよりは、以前の料金算出方法に戻したいところである。

【成田会長】 そのほか、質問も含め異議が無ければ協議が調ったということではよろしいか。  
《委員：異議なし》

#### NPO 法人 ヒューマンハーバー世田谷

## 【成田会長】

次に、更新及び料金改定の協議を行う。ヒューマンハーバー世田谷の代表者は説明座席へ移動をお願いする。最初に事務局より実績等について説明させていただく。

【事務局 羯磨】資料2「法人の福祉有償運送事業の要件確認表」を確認願う。使用車両について、法人所有5台、持ち込み車両7台、合計12台である。内訳としては車いす車が2台、兼用車（車いす、ストレッチャー）2台、セダン等が8台である。合わせて本日再配付した更新申請書類一式を確認いただきたい。約款、役員名簿、車検証の写し（持ち込み車両含む）、持ち込み車両に関する契約書、運転就任承諾書兼就任予定の運転者名簿10名分、運転免許証の写し、講習の修了証の写し、運転者台帳、運転者証、運行管理責任者の就任承諾書、運行管理体制等を記載した書類、保険証書の写し、会員名簿、身体状況・態様ごとの会員数、移動サービス料金の一覧、走行料金改定についての資料、運送対価比較表といった順に綴ってある。身体状況・態様ごとの会員数については身体障害者67名、要介護認定者29名、要支援認定者38名、その他知的障害者1名である。25年度の実績については、運行利用の実人数が67名、運行数は5,613トリップであり、24年度と比較し約500トリップ増加している。

続いて利用料金と運行実績について説明する。資料3-2を参照願う。運賃算出方法は出庫から帰庫、基本料金は1kmあたり150円（6km以下は一律1,000円）で最低料金は1,000円である。また、26年の5月の運行実績の平均は出庫帰庫時間が38分、出庫帰庫距離は16.8km、利用料金は2,441円である。本日配付した更新申請書類の中で運転者証について、2名分が未提出である。移動サービスの運転登録講習等でも示しているが道路運送法上で運輸の安全と旅客の利便性確保のために運転者及び団体が行わなければならないものの中に、運転者証について車内に掲示もしくは利用者に見やすいよう携行するものと示されているため、今一度管理いただくようお願いしたい。以上が申請の内容となる。

続けて料金改定の申し立てについて事務局より説明する。資料3-3「運行利用料金の運行実績」を確認願う。算出方法は出庫から帰庫で変更なし。基本料金について現行1kmあたり150円を1kmあたり170円に変更する。加算についても同様に現行1kmあたり150円を1kmあたり170円に変更する。最低料金1kmの場合の1,000円は現行と変更なし。26年5月分の運行実績について、出庫帰庫時間が138分、出庫帰庫距離は16.8kmである。利用料金は現行2,441円が変更後は2,720円となる。一般のタクシーの運賃距離制及び時間制と比較して概ね2分の1に該当する。

【成田会長】以上、事務局より説明したが、法人代表者からも説明願う。

【隅】ヒューマンハーバー世田谷代表の隅です。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。平成5年にボランティアで移送サービスを始めてから18年にNPO法人となった。今年で開始から19年目である。前代表が、障害のある方が書道教室や誕生日会等のイベントに集まるよう移送サービスを始めた。だんだん利用者が増え、日本財団やミニキャブ区民の会より譲渡を受け増車もしている。透析の方の利用する時間帯が一緒であることが悩みである。午前8時半に4つの依頼があれば車も4台必要である。先日までは乗用車に乗り移っていただいたりしていたが、施設より乗り移るのは大変だから車いす車両を用意してほしいという要望があり、日本財団より26年1月に軽の福祉車両を譲り受けた。軽自動車はガソリンの消費も少なく、人数も2名分多く乗車できるため、非常に便利

である。今後は、世田谷は道が狭いため、軽自動車を大いに活用していきたい。

【成田会長】それでは、各委員より質問等あればご発言願う。

【鬼塚委員】病院、自宅等での介助の部分も含めて、全部距離制で運用しているのか。

【隅】そうである。18年に150円から180円に値上げの申請をしたが、当協議会にてタクシー料金の6~7割に当たるという理由で却下された。また、他の団体は1km60~80円で時間制を併用しているため、当団体でも時間制を検討したが、事務局がないため事務作業ができず諦めた。玄関やマンションの中まで入って軽介助を行うこともあるが、基本は距離制だけで運用している。昨年より重度の介助者が増えたり、「そとでる」より精神障害者の配車を受けたため、今年から介助料として700円を請求している。

【工藤委員】会員の人数は135人だが、25年の実績では運行利用の実人数が67人である。会員の半分の方しか利用していないのか。半分の方が、事情があって利用できないのか。

【隅】毎月利用する方、1年に1度しか利用しない方、3年に1度しか利用しない方等様々な利用者がいる。

【工藤委員】年会費は発生するか。一度登録すれば永久的に利用できるのか。

【隅】そうである。利用者の情報が古いため、現在利用者全員に身体状況や緊急時の連絡先の確認を行っている。個人情報を守ると伝えているが、中には提出しない方もいる。

【川上委員】資料3-3に記載されている26年5月の運行実績について、料金がタクシー料金の概ね2分の1とされているが、更新申請書類にある運送対価比較表ではタクシー料金の2分の1を上回る。どうお考えか。

【隅】最低料金について、タクシーの730円に比べ、当団体(1,000円)の方が高くなることは利用者に伝えている。また、利用者からは車いすの積み下ろし等の軽介助はタクシーに頼めないとされている。相対的に考えてタクシーの概ね2分の1ということで、1kmあたり170円で算出した。本当は180円が希望であった。ガソリンの高騰が悩みである。

【鬼塚委員】タクシー事業者は距離料金のみで比較し、2分の1以下としているが、例えば10km以下の距離で信号待ちをしている場合も1分40秒ごとに90円メーターは上がる。渋滞等により、目的地までいくらかかるかは不明確である。距離料金だけで比較するのはいかがかと思う。タクシー事業者はどうお考えか。

【川上委員】タクシーは時間制と距離制を併用している。渋滞に要する賃金も対価として考えなければならない。

【鬼塚委員】国土交通省からの通達のとおり概ね2分の1以下という表現が正しいと思う。例えば慶応病院まで運行した場合、30回ほど信号で停車する。距離のみで比較しにくい点は勘案してほしい。

【吉田委員】私は介護タクシーを運営しているが、実際に細かく料金を決められない部分がある。なぜならば、ベッドから移乗させてほしい等、利用者宅へ着いてからいろいろな要望がある場合があるからである。私は利用者が乗車してからメーターを倒すようにしているが、やむを得ず時間がかかる場合には利用者に了解を得て介助料金を請求する等、その場にあわせて対応している。また、料金については苦情が多い。料金について、この場で細かい部分まで決めることは難しいと思う。ある程度、幅を持たせて運用しなければならない。また、私も1kmあたりで料金を換算しているが、ヒューマンハーバー世田谷の料金体系を見て、よく運営が維持できていると思うほど安く感じる。資料上の計算では当初高いと感じたが、実際に運営している現場を鑑みると決して高いとは思わない。

【隅】世田谷区で福祉有償運送の認可を受けている7団体の中でも当団体が一番安いと思う。透析の方等で当団体が請け負えない場合に他の団体に依頼することがあるが、請求金額を比較してみても当団体が一番安いと思う。安いだけに苦勞もある。20円の値上げだけでも認めていただきたい。

【大橋委員】定款の不足がある。当初の年会費は2,000円だったが、手書きで3,000円に修正してある。履歴事項全部証明書について、26年4月28日発行だが、役員や定款の変更があった場合には記載があるはずである。また、24年に全法人が定款の変更及び役員においても代表理事1名を登記することになったが、進捗はいかがか。

【隅】現在、司法書士にお願いする予定で進めている。今年役員を改正した。東京都にも書類を提出する必要があるため、それも兼ねて対応する。

【小菅委員】変更に伴い運輸支局にも提出しなければいけない事案もあるのではないか。

【隅】昨年私が運輸支局に確認したところ、新しく登録した車両のことだけでよいとのことであった。

【鬼塚委員】現在事項証明書を提出すればよい。NPOの権限の集約については、東京都のNPOの認定の話であり、更新とは関係ない。過去の国交省からの通達から見ても現在事項証明書を提出すればよいはずである。

【小菅委員】軽微な事項等、届出が必要か否かは資料を確認し判断する。先ほどのお話の中で介助料金を設定するとのことだったが、運営協議会で検討したか。

【隅】介助料は運送対価ではないと解釈している。

【小菅委員】介助料金については運営協議会で協議をするものではないというお考えか。

【鬼塚委員】もともとNPO移送やボランティア移送は1980年代に自主的に始まったものである。2004年に特区から始まり、2006年に後付で法律化されたが、手続き等は法律に則って今まできちんと行ってきたつもりである。介助については、何を行うか、どの範囲まで行うか、料金はいくりにするか等を決めるのは難しく、団体によってバラバラである。自主的にケースバイケースで行ってきた。この場合は介助等について細かいことを決める場ではないと思う。

【小菅委員】他の運営協議会では介助料についても事業者より明示していただき協議をしている。

【鬼塚委員】どこの運営協議会か。

【小菅委員】お調べして後ほど回答する。世田谷区では介助料金について協議を行うか。

【成田会長】世田谷区では介助料金について運営協議会で細部まで決めることにはなっていない。それぞれ料金等の基準を設けて運営をしている。

【鬼塚委員】運送対価については議論が必要とされているが、介助料金を運営協議会で協議する根拠はどこにあるか。

【小菅委員】手元に通達がないが、以前確認した中では基本的に距離制、時間制運賃は運送の対価である。介助料に関しては、運送対価以外の料金と記載のある通達がいくつかある。運送対価以外の料金について、協議するか否かまでは記載がないものもあるが、通達上、運送の収入、運送以外の収入で明示されていれば、協議しても構わないのではないか。

【鬼塚委員】運営協議会で協議したければ協議するということか。

【小菅委員】そうである。

【成田会長】運営協議会では基本料金や加算の考え方、料金に関して利用者より苦情や疑

問が起きないように明らかにしていくということでこれまで取り組んできた。介助料については今後改めて確認をしていきたい。その他の異議が無ければ、ヒューマンハーバー世田谷の協議が調ったということによろしいか。

《委員：異議なし》

## NPO 法人 世田谷ミニキャブ区民の会

【成田会長】次に、世田谷ミニキャブ区民の会の更新の協議に入る。代表の方は説明座席の方をお願いする。法人代表者より法人の概要、料金について説明願う。

【荻野】ミニキャブ区民の会の荻野です。よろしく申し上げます。当団体は今回更新については前回更新時と変更はなく、料金についても変更はない。

【成田会長】続いて法人の実績等について、事務局より説明する。

【事務局 羯磨】資料2「法人の福祉有償運送事業の要件確認表」をご覧いただきたい。また、事前に送付した更新申請書類一式も合わせてご確認いただきたい。使用車両について、車いす車が6台、うち1台が軽車両である。更新申請資料については定款、役員一覧、履歴事項全部証明書、役員・監事名簿、宣誓書、車検証の写し、運転就任承諾書兼就任予定の運転者名簿24名分、運転免許証の写し、講習の修了証の写し、運転者台帳、運転者証、運行管理責任者の就任承諾書、運行管理体制等を記載した書類、宣誓書、保険証書の写し、会員名簿、身体状況・態様ごとの会員数、運行料金表、安全な運転のための確認表、運転通知報告書、事故報告書、登録証の順に綴ってある。身体状況・態様ごとの会員数については身体障害者119名、要介護認定者35名、要支援認定者3名、知的障害者3名、肢体不自由者10名、内部障害3名、その他6名、合計179名である。25年度の実績については、運行利用の実人数が64名、運行数は4,600トリップであり、24年度と比較し約300トリップ増加している。

続いて資料3-2「利用料金と運行実績」について説明する。まず基本料金から説明する。運賃算出方法は乗車から降車、基本料金は30分250円、1km65円（軽は55円）、基本負担額500円（往復1,000円）、事務手数料500円（初回のみ）である。加算料金については1km65円（軽は55円）、30分ごとに250円であり、最低料金は815円である。26年の5月の運行実績の平均は実車時間が61分、出庫帰庫時間が194分、実車距離が17.7km、出庫帰庫の距離は37.1km、利用料金は2,854円であり、タクシー料金の概ね2分の1に収まっている。

【成田会長】只今事務局より説明したが、法人より補足等あれば発言願う。

【宮城】ミニキャブ区民の会の事務長の宮城です。よろしく申し上げます。16年に運営協議会に参加し、有償運送を申請した。当団体だけが利用者宅から目的地の算出方法である。また、世田谷区は広いため、回送も含めて1,000円という料金を設定している。運送距離が短い場合はタクシー料金の2分の1を越えるが、準ハイヤー的な存在であり、回送も含めて料金を設定している。年会費を3,000円いただいているが、何年かに1回利用する方も3,000円、毎月何度も利用する方も3,000円のため、不合理ではないかとの指摘があり、臨時会費であるとの答弁をした。また、事務手数料500円に関しては運送の対価から外され、福祉タクシー券の利用対象外となった。その後特にトラブルもなく、運営している。誠心誠意、世田谷区の身体の不自由な方の移動手段としてやっていきたいと思っている。

【成田会長】 それでは協議に入る。各委員は意見・質問があれば発言願う。

【伊藤委員】 24名の運転予定者について、高齢化しているが、運転が困難な時期がいずれ来るかと思う。運転講習だけでなく、高齢により運転を控えるといった取り組みや考えはあるか。

【宮城】 運行については年配者が増え、現在入れ替えを精力的に行っている。先日パンフレットを約1万枚印刷し、希望が丘団地に一軒ずつ配付した。若い担い手の募集をしており、3名ほど応募があった。年配の方については私が運行管理を行っているため、適正かどうかを判断し、無理だと判断した際には運行を取りやめてもらっている。近場で大きな道路を走行するのであれば、口頭で十分に注意している。また、1年に1回世田谷区の健康診断を受診し、結果を確認している。酒気帯びにも注意している。高齢の方には後輩の方に引き継いでもらえる体制をとっている。

【成田会長】 他に質問が無ければ、協議が整ったということでよろしいか。

〈委員：異議なし〉

【成田会長】 協議については以上で全て整ったため、終了とする。書類については本日の指摘事項を踏まえ、滞りなく提出されたい。

## 5. 意見交換

【成田会長】 次に意見交換を行う。まず初めに鬼塚委員より情報提供がある。鬼塚委員は説明願う。

【鬼塚委員】 本日2種類の資料を配付している。ひとつは「地方公共交通政策を巡る最新の流れ」である。本資料を作成した名古屋大学の加藤準教授は交通政策審議会の委員を務めている。交通政策基本法が昨年12月に制定されている。また、地域公共交通活性化再生法が今年の秋に施行される。なお、来年の4月以降に分権化（福祉有償運送の登録権限が国土交通省から希望する自治体へ移譲）といった流れがある。民間事業者に委ねていた国の政策について、行政や住民、地域公共交通の事業者みんなでニーズに沿った交通体系を作っていこうという流れであると認識している。例えば、交通政策基本法には、「住民その他の関係者が連携し及び共同しつつ」といった条文が記載されてある。交通事業者だけ、行政だけでは地域の公共の交通の問題は解決しにくいという認識の元に書かれていると思う。交通政策基本法の体系化について、交通政策基本計画を政府が策定することになっている。それに伴い、地方公共団体が連動して動いていくことなどが挙げられている。要は行政に対し、交通を体系化して進めていくことを義務化したものである。

また、交通政策基本法の17条には高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策という項目がある。交通弱者を含め、交通の基本計画が来年度までに策定されることが予想される。また、各自治体にも交通政策課が設置されてきている。これらを受ける枠組みが、地域公共交通活性化再生法である。例えば法律の中には、地域公共交通網形成計画というものを各自治体が策定しなければならないことが記載されてある。また、自家用有償運送という言葉がいくつか出てくる。過疎地においては、バスや民間事業者が撤退しているところを住民が補うという意図があると思われる。これを世田谷区に当てはめて考えたときに、どんなことができるかをみなさんと一緒に考えていく必要がある。自家用有償運送を動かす枠組みとして国交省からの権限移譲も考えられる。書類審査の簡素化や担い手を広げることなどが我々の望みである。



【小菅委員】 運支局からは決定したことを基に申し上げる。交通基本法等の法律に書かれていることを実行するにあたりどういう形で影響してくるかは、まだ明確化されていないのが現状である。権限移譲について本日配付した資料を元に説明する。地方分権一括法案が27年4月1日に施行予定である。地方への周知期間を確保するために政省令の整備は原則として施行後3ヶ月以内に行う必要があることとしている。有償運送に関しては、いわゆる手上げ方式であり、手を上げた市区町村に対して国交省から権限を移譲することを想定している。その他移譲に伴う整備、運用ルールの緩和等、細かい内容は10月から11月ぐらいに行う予定である。地方公共団体向けの説明会も9月予定しており、移譲に係る制度の改正の内容について、説明・周知を行う予定である。説明会に参加しなかった地方公共団体には全ての市町村・都道府県に国交省から資料を送付する。また、平行して移譲に係るアンケートを実施し、地方公共団体の意向を確認する。地方公共団体への説明会は2回予定しており1月にも計画している。あくまで案であるが、以上進捗の報告とさせていただきます。

【成田会長】 この件について、何か質問等はあるか。

【鬼塚委員】 このスケジュールに沿って、世田谷の有償運送を行っている7団体に対する意見集約を行う場を設けてもらえるとありがたい。

【成田会長】 地方分権について、特別区の区長会で運営協議会も含めて自治体の事務としてどう取り組んでいくか検討や調査等を行っている。各区の実情もあるため、特別区としてどうしていくのか検討している状況である。それらを鑑みて皆様の意見もお伺いしていきたい。

【瓜生委員】 提供いただいた資料の年度はいつか。

【小菅委員】 26年度である。

【成田会長】 続いて地域包括ケアシステムの構築について鬼塚委員より説明願う。

【鬼塚委員】 福祉有償運送がボランティア活動で始まり地域で事業を行っている中で、移送だけでは利用者を支援しきれないことは頭では分かっているが、厚生労働省の地域包括ケアシステムという枠組みで、我々に何を期待するか、また介護保険の制度改正等新しい仕組みも始まっていることも含め説明いただきたい。

【瓜生委員】 地域包括ケアシステムの構築は、2025年（平成37年度）に団塊の世代の方々が75歳以上になることを勘案している。なぜ75歳であるかを説明する。介護保険でいえば介護認定を見ても65～74歳は約5%である。しかし、75歳を超えると20%以上、80歳を超えると50%以上、90歳を超えると80%以上という状況である。今後団塊の世代の方が75歳を迎えるということは、75歳以上の人口が増える。また、後期高齢者が65歳以上の半数になる。その際、要介護認定の方、医療的ケアが必要な方が増える。また、一人暮らしの高齢者も増える。今後、要介護認定の方が増えることと共に少子高齢化により支え手も減っていくことになる。

介護保険制度の改正が27年度から行われようとしているが、10年後には介護の状況が厳しくなってくることが今回の改正の大きな要因の一つである。改正していく中で要支援の方について個別給付をしていたが、地域支援事業とすることになっている。個別給付であれば12.5%が保険者負担だったものが、地域支援事業になると保険者負担が19.7%となり、自治体の財源が増える。29年4月までには、訪問介護・通所介護について、従来の事業者に加え、ゴミ出しのみ、買い物のみの部分で、ヘルパー事業所ではなくNPOやボラン

ティアによる事業で対応するというように、要支援の部分を分けて地域支援事業として行っていく。ただ、事業者は専門的な部分が必要な方に対し、要支援の事業を行うこともあり、これらを組み合わせてサービスを提供していくことになる。訪問看護や短期入所は今までどおり要支援の方も個別給付となる。このように大変複雑になっていく状況である。

現在、第6期、27年度の高齢介護計画を策定中だが、報酬等が不明の状態で27年度以降の計画を立てなければならない。法案は通ったが、詳細は不明である。本日配付された資料は今後の介護保険を取り巻く状況ということで、高齢者の方が増え、要介護認定率もだんだん上がっていくことが記されている。世田谷区は要介護認定について年齢別に違いはあると申し上げたが、合計で20.3%と東京都内でも高い方である。ただ、サービスを全員が利用しているわけではない。

認知症高齢者も増えている。住まい、予防、健康づくり、介護、医療、生活支援、介護予防等について、地域の方を含めて一緒に支援をしていく体制をつくるのが地域包括ケアシステムの姿である。介護保険制度の改正点として地域包括ケアシステムの構築についてはサービスの充実、重点化等が挙げられている。重点化については特養の入居者を基本要介護3以上にすることが挙げられる。ただ、今までもポイント制をとっているの、要介護3以上でないとなかなか入所できない状況である。

費用負担の公平性ということで低所得者の保険料軽減の拡充が挙げられている。一定以上の所得の方については、今まで1割負担だったものが2割負担となる。サービスの利用について所得を確認していなかったところが大きく変わる。在宅医療連携の推進も挙げられる。認知症の方も多く、世田谷区では初期集中支援チームというモデル事業を実施している。31年には認知症在宅生活サポートセンターをつくるために、今年度より準備室を開設した。

地域ケア会議の推進について、世田谷区では地区、地域、全区の3層があり、あんしんすこやかセンターが27箇所、総合支所5箇所、本庁という体制である。それぞれ地域ケア会議を開き、地域の課題、個別の課題を政策に繋いでいける仕組みを今後作っていく。

生活支援サービスについて住民同士の補助活動が入ってくる。今まで東京都が事業者の指定をしていたが、要支援の事業者の実施について区が認定していくようになるかと思う。当初はみなし規定かと想定される。高齢者の利用サービスとして家事援助や配食等が挙げられる。また、一人暮らしの高齢者が増えたときに見守りのようなネットワークの形成が重要である。世田谷区では4つの見守り施策を実施しており、町会・自治体等の地域団体による緩やかな見守り、あんしんすこやかセンターを中心とした見守り、民生委員による訪問による見守り、高齢者のあんしんコール、新聞販売店の組合と協定を結び新聞が溜まっているときに連絡をもらう等を行っている。なお、今後ライフラインの事業者と締結をしていく。ライフラインの事業者には、認知症サポーター養成講座（約1万5千人参加）を受講してもらい、地域を自転車で回った際に認知症の方を確認してもらうことができる。検診であれば月1回もしくは2ヶ月に1回等のため、ライフライン事業者は効果的である。多様な通いの場ということで、サロンやコミュニティカフェが挙げられる。世田谷には社会福祉協議会が支援している、ふれあい・いきいきサロンとミニデイが合わせて約700箇所あり、住民力が高い。これは東京都内の3~4割の方が世田谷区内で活動しており、大変活発である。また、担い手も参加することで元気ももらっている。

このような活動は区内にたくさんあり、コーディネートする（繋ぐ）ことがますます重

要になってくる。今後詳細なガイドラインが示されるが、秋口までには計画案を策定する必要がある。パブリックコメント、説明会をさせていただき、シンポジウムでご意見等をいただくことになっている。

**【成田会長】** 以上で運営委員会を閉会する。

<閉会> 15:30 終了